

会議案第 2 号

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書提出の件

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書を、別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 21 日提出

芽室町議会厚生文教常任委員会
委員長 立川 美穂

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」(2026年度までの改善予定数18,910人)として、2019年度分2,615人増の要求を行った。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、加配定数1,210人(うち小学校英語専科教員1,000人)、2017年3月の義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)改正による基礎定数化に伴う定数246人、計1,456人の定数増加にとどまる。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠である。そのためには、中央教育審議会特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」(給特法・条例)を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、今後も、各自治体から多くの声をあげていくことが必要である。

2017年9月に厚生労働省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にある。また、2017年12月、文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.43%と7人に1人、北海道においては全国で6番目に高い21.64%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にある。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう以下の事項を強く要望する。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とし、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
3. 教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化の実現、所得制限を導入している高等学校等就学支援金制度の改善など、就学保障の充実を国の責任において十分な予算確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

芽室町議会議長 早 苗 豊

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

内閣府特命大臣（地域創生、規制改革担当） 殿